

5.核不拡散・核セキュリティ 等の動向



日本原子力研究開発機構
原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター
政策調査室

NSGにおける濃縮・再処理技術移転の規制強化の合意

2011年6月23, 24日にオランダのノールドヴェイクにて開催された原子力供給国グループ（NSG）の総会において、濃縮、再処理のための施設、設備、技術の移転に関し、ガイドラインで定められたクライテリアを満たした国に対してのみ、移転を認める形でのガイドラインの強化が合意された。

これまでのガイドラインの記述：機微な施設、技術、資材の移転を自制。濃縮、再処理に関する施設、設備、技術を移転する場合は国産プラントの代わりに、当該施設に関し多数の国の参加を求める措置をとることを慾望



改定後のガイドラインの記述

- ✓ 濃縮、再処理施設、設備、技術を移転するにあたり、受領国が以下の全ての要件を満たすことを要件とする。
 - NPTへの加盟、NPT上の義務の遵守
 - IAEAの報告書で、保障措置協定への重大な違反が指摘されていないこと、IAEA理事会の決定により、保障措置義務の遵守、原子力平和利用への信頼性の構築に関し、追加的な措置を要求されていないこと、IAEA事務局により、保障措置協定の履行が不可能である旨が報告されていないこと
 - NSGガイドラインを遵守し、国連安全保障理事会決議1540に従い輸出管理を履行している旨を国連安全保障理事会に報告していること
 - 供給国との間で、非爆発利用、恒久的な保障措置、再移転に関する保証を含む政府間協定を締結していること
 - 供給国に対し、国際的なガイドラインに基づく、相互に合意された核物質防護措置を適用するコミットメントを行っていること
 - IAEAの安全基準に対するコミットメントを行い、原子力安全分野の国際条約を発効させていること
- ✓ 供給国は、受領国が包括的保障措置協定及び追加議定書を発効させている場合、または、これらが未発効な場合においては、IAEAとの協力により、IAEA理事会により承認された適切な保障措置協定（核物質計量管理の地域的な取組みを含む。）を履行している場合に限り、移転を認める
- ✓ 既存の技術に基づく濃縮施設、設備の移転はブラックボックス方式が条件

第1回～第3回核セキュリティ・サミット 共同声明

•第1回 米国ワシントンD.C./2010年4月

- ✓すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底
- ✓高濃縮ウラン（HEU）と分離プルトニウム（分離Pu）には特別な予防措置が必要。技術的・経済的に可能な場合、HEU使用量の最小化を奨励
- ✓核に関する検知及び鑑識、新技術の開発等の関連する分野における情報等の共有



•第2回 韓国ソウル/2012年3月

- ✓福島事故を受けて原子力安全及び核セキュリティ問題に取り組むため、持続的努力が必要
- ✓輸送における核物質その他放射性物質のセキュリティを向上させる取組を継続し、各国がベスト・プラクティスを共有することを奨励



•第3回 オランダ ハーグ/2014年3月

- ✓各国首脳が核テロ対策について議論を行う「政策シミュレーション」、核セキュリティ・サミットの将来について討議する「首脳リトリート」を実施



第4回ワシントン核セキュリティサミットの概要と今後の展望等

第4回ワシントン核セキュリティサミット（2016）

・サイドイベントも含めた全体の日程

- ✓ 3月30-31日 NGOサミット
- ✓ 3月30-31日 原子力産業界によるサミット
- ✓ 3月31-4月1日 核セキュリティサミット

・核セキュリティサミットの参加者

- ✓ 52か国及び4国際機関（国連、IAEA、EU及びINTERPOL（国際刑事警察機構））の首脳

・成果

- ✓ 米国核セキュリティ・サミット・コミュニケ
 - 今までのサミットの成果の総括
 - 核セキュリティに係る国家の責任の再確認
 - ポスト・核セキュリティ・サミットの国際的な核セキュリティ体制におけるIAEAの主導的役割
 - 核サミット終了後も、これまでの核セキュリティ・サミットの成果は今後の取組の指針となる
- ✓ 国際的な核セキュリティ体制を担う5つの国際機関をサミット参加国が支援する5つの行動計画
- ✓ 日本の取り組み
 - FCAからHEU及び分離Puの撤去を完了しKUCAからのHEU撤去とLEU化をコミット
 - 輸送セキュリティに関する共同声明及び民生用核物質の陸上輸送のセキュリティに関するグッド・プラクティス指針を主導
 - 測定・検知技術開発、核鑑識、核セキュリティに係る人材の育成、能力構築支援

・核セキュリティサミット後の国際的な核セキュリティ体制

- ✓ 核セキュリティ・サミットの開催に尽力した各国のシェルパからなる「核セキュリティ・コンタクト・グループ」と共に、IAEAを中心とし、その他4つの組織（国際連合（UN）、国際刑事警察機構（INTERPOL）、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）及び大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ（GP））が核セキュリティに係り一定の役割を果たす（第4回サミットで、IAEAの他4つの組織は、各自の行動計画を発表）



IAEA核セキュリティ国際会議等（1）

・2011年2月：IAEA が「核物質・原子力施設の防護に関する勧告」の第5 改訂版を発表

- ✓ IAEAは、核セキュリティに関する「核物質・原子力施設の防護に関する勧告（INFCIRC/225）」の第5改訂版を発表し、核セキュリティ・シリーズ（Nuclear Security Series）第13号として発行した。勧告文書に法的拘束力はなく、当該文書の扱いは各国に任せられるが、各国の核セキュリティ実務には大きな影響を及ぼすことになる。

・2011年9月22日：原子力安全及び核セキュリティに関する国連ハイレベル会合

- ✓ ニューヨークの国連本部で開催された同会合において、野田総理は、原子力安全性を世界最高水準に高めることに加え、核セキュリティ確保に積極的に参画すること、来年の核セキュリティ・サミットに参加し、国際社会の共同作業に積極的に参画することなどを表明。また、潘国連事務総長による総括で、原子力エネルギーへの信頼回復、IAEAの行動計画の推進、国際的な枠組みの強化、原子力安全と核セキュリティの連結、緊急時への備えの5つの重点課題を挙げた。

・2013年7月1-5日：IAEA核セキュリティ国際会議 「グローバルな努力の強化」（ICONS 2013）

- ✓ 3年毎に開催
- ✓ 核セキュリティ強化のための国際社会における近年の成果を総括するとともに、2014年以降の中長期の目標及び優先事項について検討することを目的として、核セキュリティに係る会合としてはIAEAで初となる閣僚会合、核セキュリティに関連する広範囲な分野を扱う6つのメイン・セッションと、より詳細な議論を行う12の技術セッションが開催された。

・2016年5月8日：改正核物質防護条約発効

- ✓ 採択から10年以上を経て、2016年4月8日、改正核物質防護条約の締約国数が条約締約国（152か国）の3分の2である102か国に達したため、その30日目の日の同年5月8日に発効することとなった。

・2016年12月5～9日：IAEA核セキュリティ国際会議 「コミットメントと行動」（ICONS 2016）

- ✓ 12月5日～6日に開催された閣僚会合では、50か国以上から閣僚レベルが出席。
- ✓ 核セキュリティの継続的な維持と更なる強化、国際協力を促進・調整するIAEAの中心的な役割の支援、教育訓練の機会の提供等を行うためのIAEAとIAEA加盟国の努力の支援等を含む閣僚宣言を発出。

・2018年2月：東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決めの署名

- ✓ 2月15日、ウィーンで、河野太郎外務大臣及び天野之弥国際原子力機関（IAEA）事務局長の立会いの下、北野充在ウィーン代表部大使及びホアン・カルロス・レンティッホIAEA事務次長の間で「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に署名。

IAEA核セキュリティ国際会議等（2）

・2020年2月10～14日：IAEA核セキュリティ国際会議「努力の維持と継続」（ICONS 2020）

- ✓ 2月10日～14日に、グローバルな核セキュリティ対策を更に強化するための方策を議論し、各国の知見の共有を促進すること等を目的として、ウィーンで開催された。130か国以上及び35以上の国際機関・団体から約2,000人の参加があり、日本を含む57か国以上から閣僚レベルの出席があった。
- ✓ 閣僚会合では、核セキュリティの維持・強化、核セキュリティにおけるIAEAの中心的役割の支持・支援、専門家の派遣/自国の知見/ベストプラクティス及び教訓の共有/最近の成功例の強調等によるIAEAの核セキュリティ活動の支援等を含む閣僚宣言が発出された。

・2022年3月28日～4月1日：改正核物質防護条約（改正CPPNM）運用検討締約国会議

- ✓ 改正CPPNM第16条第1項は、同条約の効力発生日（2016年5月8日）から5年後に、同条約の実施状況及びその時の状況に照らして、改正された条約の実施と、条約の前文、運用部分全体、及び附属書の妥当性をレビューするため、締約国による会議を招集することを規定している。当初、会議は2021年に開催予定であったが、COVID-19の拡大と渡航制限の継続により2022年3月28日～4月1日に延期された。
- ✓ 参加国：106か国（改正CPPNM締約国）、オブザーバー参加国：24か国（オリジナルのCPPNM締約国：17か国、どちらの条約の締約国でもない国：7か国）、オブザーバー参加したNGO：11組織（核脅威インシティブ（NTI）、ウィーン軍縮不拡散センター（VCDNP）、世界核セキュリティ協会（WINS）等）
- ✓ 結果：一般的な状況に照らして、改正CPPNMの前文、運用部分全体、及び附属書が適切であるとの結論に達し、成果文書（ACCPNM/RC/2022/4）を採択。
- ✓ 今後の動向：成果文書では、必要な数の締約国が、改正CPPNM第16条第2項に従い、寄託者としてIAEA事務局長に次の会議を招集するよう要請したことが記載されており、何年か後に再び運用検討会議が招集される見込み。

・2024年5月20～24日：IAEA核セキュリティ国際会議「未来を形作る」（ICONS 2024）

- ✓ 5月20日～24日にウィーンで開催。ICONSでは必ず閣僚宣言が発出されたが、今次会議では、イランの反対により閣僚宣言がコンセンサスに至らなかつたため、閣僚宣言に代わり、以下を含む共同議長声明が発出された。
 - 全ての核・放射性物質及びそれらの施設の効果的かつ包括的な核セキュリティの維持・強化
 - AI等の新興かつ革新的な技術が潜在的な課題と利益をもたらすことに係り、各国の核セキュリティ体制支援の国際協力の重要性
 - 要請に基づき、加盟国が効果的で持続可能な自国の核セキュリティ体制を確立し、改善することを支援するIAEAの役割の支持
 - 民生用高濃縮ウランの在庫量を、任意に、さらに最小限にすることの奨励
 - SMRを含む先進原子炉技術及び原子炉に係る核セキュリティ配慮の重要性の強調
 - コンピュータ・セキュリティリスクに継続的に対処する必要性
 - 核セキュリティ文化及び内部脅威の防止と緩和を強化するためのIAEA及び加盟国の取組への支持

G7 プーリア・サミット (2024)

首脳コミュニケ：ウクライナ、核不拡散、核セキュリティ、原子力等に関する部分

- **ウクライナへの搖るぎない支援：** G7は必要とされる限り、ウクライナに対する搖るぎない支援を継続する。
- **イラン：** 核のエスカレーションを止め、民生用目的では正当性を欠くウラン濃縮活動の継続的な停止を求める。IAEAの監視・検証メカニズムに全面的に協力・遵守し、核プログラムが専ら平和的なものであるとの説得力ある保証をIAEAに提供しなければならない。ウクライナにおけるロシアの戦争支援を止め、弾道ミサイルや関連技術を移転しないよう求める。
- **中国：** ロシアに軍事侵略をやめさせ、即時、完全かつ無条件にウクライナからロシア軍を撤退させるよう圧力をかけるよう求める。ロシアの国防部門に投入される武器装備等を含むデュアルユース物質の移転停止を求める。
- **北朝鮮：** 全ての大量破壊兵器（WMD）及び弾道ミサイルの完全かつ検証可能な不可逆的な廃棄（CVID）を求める。全ての国連加盟国に対し、関連する全ての国連安保理決議の完全履行を促す。北朝鮮の制裁逃れに対抗し、関連する全ての国連安保理決議の履行を強化するとの決意を改めて表明する。
- **ロシア：** ウクライナに対する侵略戦争の文脈において、ロシアによる核兵器の使用は許容されない。ロシアの無責任で威嚇的な核のレトリックと、ベラルーシへの核配備を含む戦略的威嚇の姿勢を可能な限り強い言葉で非難する。またロシアによる北朝鮮への核・弾道ミサイル関連技術の移転可能性を深く懸念し、ロシアと北朝鮮に対し当該活動の中止と、関連する国連安保理決議の遵守を求める。
- **原子力：** 二酸化炭素を排出しないエネルギー源としての原子力の可能性を認識。責任ある廃棄物管理を推進しつつ、サプライチェーンの安全性、信頼性、及びレジリエンスを強化するための取組みを支援する。革新的な先進・SMR技術の研究開発を促進し、資金調達手段へのアクセス拡大を可能にするために協力し、セクター間の協力を支援する。
- **サイバーセキュリティ：** (i) サイバー空間における責任ある国家行動の促進、(ii) 民間部門を含むサイバーセキュリティの改善、(iii) 悪意ある（国家の）行動やサイバー犯罪を阻止し、対応するためのツールの開発と使用、(iv) パートナー国とのサイバーセキュリティ能力の強化、との4つのアプローチを追求していく。
- **軍縮・核不拡散：** 全てのWMDとその運搬手段の拡散及び使用防止に引き続きコミット。「核軍縮に関するG7広島ビジョン」を想起し、現実的かつ実用的で責任あるアプローチを通じて達成される「核兵器のない世界」に向け、軍縮・不拡散への取組みへのコミットメントを再確認する。NPTは、世界の核不拡散体制の礎石であり、核軍縮と原子力の平和的利用を追求するための基盤である。冷戦期における世界の核兵器の全面的な削減を決して後退させてはならない。

G7プーリア首脳コミュニケ：外務省ホームページ、" Apulia G7 Leaders' Communiqué" , <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100684958.pdf>

なお、直近では2025年6月16日～17日にカナナスキス（カナダ）でG7サミットが開催されたが、トランプ大統領は途中帰国し、またウクライナ支援を巡りトランプ政権との亀裂を避けるためカーニー加国首相の判断で「首脳コミュニケ」の採択は見送られ、上記の2024年のサミットのような核不拡散や核セキュリティ等に係る合意はなされなかった。

G7外相会合（2025）

G7外相共同声明等

• ニューヨークにおける国連総会ハイレベルウィークの際のG7声明（2025年9月23日、核不拡散等に関する部分）

- ✓ ウクライナ：米国との連携を継続しウクライナに強固で信頼できる安全の保証を提供することで、持続的な平和及び強固で、独立し、主権を有する繁栄したウクライナを実現するために協力するとの継続的なコミットメントを強調。ウクライナを支援するため、露国が有する資産の更なる活用に関してG7財務大臣間で行われている議論を歓迎
- ✓ イラン：NPTに基づく義務を完全に履行し、IAEAとの全面的な協力を再開し、イランが核兵器を決して取得しないことを保証する強固で持続可能かつ包括的な核合意の実現に向け米国との直接交渉を行うよう求めた。「スナップバック」メカニズムを発動するためのE3による決定を称賛
- ✓ 中国、北朝鮮：法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の重要性を再確認。東シナ海、南シナ海及び台湾海峡におけるものを含め、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに対する強い反対を改めて表明。北朝鮮の完全な非核化及び拉致問題の即時解決へのコミットメントを再確認 https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/pageit_000001_02448.html

• ナイアガラ（カナダ）でのG7外相会合共同声明（2025年11月12日、核不拡散等に関する部分）

- ✓ ウクライナ：自らの領土一体性及び生存する権利を守るウクライナ並びにウクライナの自由、主権及び独立への揺るぎない支持を再確認。即時停戦が緊急に必要であることを改めて表明。国境は武力によって変更されてはならないという原則に引き続きコミット。露国に対する北朝鮮及びイランによる軍事支援及び露国の戦争の決定的な支援者である中国による武器及び軍民両用部品の提供を非難。露国による最近のエネルギーインフラへの直接攻撃を強く非難し、ウクライナのエネルギー安全保障への支援を再確認
- ✓ イラン：国連安保理決議及びNPTに基づく義務を完全に履行するよう要請。イランは、全ての核施設及び核物質の査察を可能にすることを含め、IAEAとの完全な協力を再開しなければならない。我々は、イランに対し、E3諸国の支援の下、米国との直接交渉を行うよう呼びかけた。全ての国連加盟国に対して、スナップバック・メカニズムの法的措置の実施を受けた加盟国としての義務を遵守するよう引き続き求める
- ✓ 中国、北朝鮮：中国の軍備増強及び急速な核兵器数の増加を引き続き懸念しており、北京に対し、透明性の向上を通じた安定へのコミットメントを示すよう求める。我々は、北朝鮮の核及び弾道ミサイル計画を強く非難し、関連する国連安保理決議に従った、北朝鮮の完全な非核化への我々のコミットメントを再確認 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100935047.pdf>

G7不拡散局長級会合 (NPDG) ステートメント-1

2025年8月20日

- **総論:** 全ての国の安全保障を損なうことなく、より安全で繁栄した世界の実現を目指す。軍縮・不拡散・軍備管理における実質的な進展には、全ての当事者による持続的関与と相互理解が必要であり、その意思決定プロセスに多様な視点を組み込むことが重要。
- **民生用原子力プログラム:** 最高水準の安全、セキュリティ及び保障措置基準、ガイドライン及び勧告に合致するよう協力することを約束。核拡散は国際平和と安全保障を損なうものであり、IAEA及び大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ(GP)を支援。
- **イラン:**
 - ✓ 中東の平和と安定を追求する決意を堅持。イランによる核兵器保有・取得は決して許されない。
 - ✓ イランの原子力プログラムに対処する包括的かつ検証及び持続可能な合意達成に向けた交渉再開を求める。
 - ✓ イランが非核兵器国としてNPT及び包括的保障措置協定に基づく義務を完全に履行し、NPTの当事国であり続けることが不可欠。イランに対し、あらゆるエスカレーション活動を控え、IAEAとの全面的な協力を再開し、国内の全ての核物質に関する検証可能な情報提供を強く求める。
- **北朝鮮:**
 - ✓ 北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを改めて表明。北朝鮮に対し、関連する全ての国連安保理決議に従い、核兵器及びその他のWMD、弾道ミサイル並びに関連する活動を、完全で、検証可能かつ、不可逆的な方法では放棄するよう要求。
 - ✓ 露国と中国が最も重要な促進者である北朝鮮の違法なWMD及び弾道ミサイルプログラムに資金提供する制裁回避活動及び違法行為に対抗することを約束。
 - ✓ 北朝鮮に対し、不安定化をもたらす核実験を停止し、更なる核実験を実施しないよう強く求める。
- **露国のウクライナ侵攻:**
 - ✓ 露国によるウクライナに対する残虐な戦争の継続を非難。ウクライナの領土保全と生存権、自由、主権、独立を守るために揺るぎない支持を改めて表明。ウクライナがいかなる侵略行為も抑止し、防衛できるよう、強固で信頼できる安全保障体制の必要性を強調。
 - ✓ 北朝鮮とイランによる露国へのあらゆる軍事支援、中国による武器及び汎用部品の提供を非難。
 - ✓ ウクライナにおける原子力の安全と安全保障を確保するための、特にIAEAによる国際的な努力に引き続きコミット。
 - ✓ 完全かつ無条件の停戦を達成し、国連憲章の原則に沿って包括的、公正かつ永続的な平和を交渉するための継続的な努力を歓迎。停戦が達成されない限り、露国に対する制裁をさらに強化する等、あらゆる選択肢を検討し続ける。

G7不拡散局長級会合 (NPDG) ステートメント-2

2025年8月20日

- **NPT**が世界の核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力技術の平和的利用追及の基盤として不可欠な役割を担うことを強調。2026年の運用検討会議の成功に向けて全ての国と協力し、軍縮会議等における建設的な議論への支援を約束。
- **CTBT**の目的を再確認し、必要な資源をもって国際監視システムの長期的な持続可能性を支援する。
- **化学兵器禁止条約(CWC)、生物兵器禁止条約(BTWC)**:
 - ✓ 両条約の完全な履行の必要性を強調。生物兵器又は化学兵器のいかなる使用、あるいは使用の脅迫も、いかなる場所、いかなる時、誰によるものであれ、いかなる状況下においても容認できず、これらの兵器の使用に関与した者は責任を問われなければならない。
 - ✓ ウクライナにおける暴動鎮圧剤の戦争手段としての使用及びその他のあらゆる化学攻撃の即時停止を求める。ウクライナにおけるクロルピクリンの使用に関する報告に対し深刻な懸念を表明する。化学兵器禁止機関(OPCW)による、ウクライナが採取したサンプル中の暴動鎮圧剤であるCSの独立した検証を歓迎するとともに、禁止されている化学兵器の使用の適時な特定を求める。
 - ✓ アサド政権の化学兵器を廃棄するというシリアの決意を称賛し、OPCWがこの歴史的な機会を捉えることを支援する用意がある。
- **宇宙**における軍拡競争をあらゆる側面から防止することにコミット。WMDを搭載するいかなる物体も地球周回軌道上に配置することの禁止を含む宇宙条約を遵守する全ての締約国の義務を想起。全ての国に対し、宇宙環境に広範かつ不可逆的な影響を及ぼす可能性のある破壊的な直接上昇型衛星破壊ミサイル実験を含む、意図しないエスカレーションにつながる可能性のある無責任な行動、攻撃的な言辞等を控えるよう求める。
- **新興技術の影響**:人工知能(AI)、ドローン技術、量子コンピューティング、先進ロボット工学、バイオテクノロジーなどは、人類の発展に計り知れない機会をもたらすが、安全保障上の脅威も生み出す技術であり、GPやその他の関連機関による脅威削減プログラムを含め、これらの技術の責任ある開発、展開、利用を促進すること、並びに適用可能な国際法を遵守することにより、これらの技術に関連するリスクを軽減することにコミットする。

<https://g7.utoronto.ca/summit/2025kananaskis/non-en.pdf>

G7原子力安全セキュリティ・グループ（NSSG）報告書（2024）

G7原子力安全セキュリティ・グループ（NSSG） は、原子力の平和的利用について原子力安全及び核セキュリティ分野の政策的助言を技術的情報に基づいてG7に行う責任を負う。

- ✓ **武力紛争と2S**: NSSGは、原子力安全基準及び核セキュリティ・ガイダンスに関するIAEAの評価と、**武力紛争中に生じる特別の状況を反映するためにそれらを修正する必要はないというIAEAの結論に留意する**。さらに、NSSGは、武力紛争中のIAEAの原子力安全基準及び核セキュリティ・ガイダンスの適用における課題に関する近日発行予定のIAEA TECDOCを歓迎する。
- ✓ **先進炉や小型モジュール炉（SMR）について**: NSSG は、SMRのような先進炉及び革新的な技術、並びに開発中の新しい設計が、将来、安全性及び持続可能性の向上等の更なる利益をもたらす可能性があることについて留意する。NSSGは、遠隔地への設置及び燃料設計に関する潜在的な核セキュリティと保障措置のリスク、革新的な燃料設計に関連する核拡散のリスク、輸送セキュリティの複雑さの増大、並びにデジタル技術の集中的な利用等についての評価を継続する必要性について同意する。
- ✓ **核セキュリティに関するIAEA国際会議（ICONS）** : NSSGは、ICONS 2024への多くの参加を歓迎し、その重要性を強調する。NSSGはまた、合意の欠如が世界的な核セキュリティ強化に向けた、これまでのコミットメントの価値を損なうものではないことを強調する。
- ✓ **教育とトレーニング** : 原子力の利用が世界的に大幅に増加すると予測されている現状に留意し、NSSGは新たな原子力計画について最高水準の原子力安全及び核セキュリティを実施し検認する責任を負うであろう**次世代の専門家の教育及び訓練も重点において、キャパシティ・ビルディングプログラムが必要であることを強調する**。
- ✓ **供給網の多様化と原子力安全・核セキュリティ** : NSSGは、燃料供給網の多様化に向けた現在の国際的な取組に留意する。NSSGは、多様化プロセスにおいて最高水準の原子力安全及び核セキュリティが満たされることを確保するために、規制レベルでも国際的な対話及び協力を奨励する。

G7広島サミットでの核不拡散、核セキュリティ等に係る言及

G7広島首脳コミュニケ

(2023年5月20日)

- ✓ **軍縮・核不拡散**: 全ての者にとっての安全が損なわれない形で、現実的で、実践的な、責任あるアプローチを探ることによる、核兵器のない世界の実現に向けた我々のコミットメントを表明。より安定し、より安全な世界を作るための軍縮・不拡散の取組の重要性を再確認。核兵器不拡散条約（NPT）は、国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力の平和的利用を追求するための基礎。
- ✓ **イラン**: イランは決して核兵器を開発してはならない。イランの信頼に足る民生上の正当性がなく、実際の兵器関連の活動に危険なほど近づいているイランの核計画の継続したエスカレーションを深く懸念。本問題解決には、外交的解決が引き続き最善の方法であり、包括的共同作業計画（JCPOA）は引き続き、有益で参考となるもの。イランに対し、核不拡散及び保障措置に関する義務を含む法的及び政治的コミットメントを履行するために、迅速かつ具体的な行動をとることを求める。
- ✓ **北朝鮮**: 北朝鮮による前例のない数の不法な弾道ミサイル発射を強く非難。核実験又は弾道ミサイル技術を使用する発射を含め、不安定化をもたらす又はエスカレートさせるいかなるその他の行動をも自制するよう求める。また我々は、関連する国連安保理決議に従った、核兵器及び既存の核計画、並びにその他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の、北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な放棄という目標への搖るぎないコミットメントを改めて表明。不法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を優先するとの北朝鮮の選択を懸念。北朝鮮に対し、日本、米国及び韓国からのものを含め、繰り返し提示してきた対話の申出に応じるよう求める。
- ✓ **原子力安全、核セキュリティ等**: G7諸国は、現在のエネルギー危機に対処するため、既存の原子炉の安全、確実、かつ効率的な最大限の活用にコミット。これらの諸国はまた、国内及びパートナー国において、高度な安全システムを有する小型モジュール炉及びその他の革新炉などの原子炉の開発及び建設の支援、核燃料を含む強固で強靭な原子力サプライチェーンの構築並びに原子力技術及び人材の維持・強化にコミット。ロシアへの依存を減らすため、志を同じくするパートナーと協働する。G7は、最高水準の原子力安全及び核セキュリティが、全ての国及びそれぞれの国民にとって重要であることを強調。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の着実な進展と共に、IAEAと共に行われている日本の透明性のある取組を歓迎。

外務省：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100507034.pdf>

G7広島サミットでの核不拡散、核セキュリティ等に係る言及 ウクライナに関するG7首脳声明

(2023年5月19日)

• ロシアによる核使用の威嚇等

- ✓ ロシアのウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略戦争に対して一つに結束するという我々のコミットメントを再確認。我々は、ロシアによる明白な国連憲章違反及びロシアの戦争が世界へ与える影響を最も強い言葉で非難。
- ✓ ロシアに対し、進行中の侵略を止め、国際的に認められたウクライナの領域全体から即時、完全かつ無条件に部隊及び軍事装備を撤退させるよう強く求める。ロシアがこの戦争を始め、この戦争を終わらせることができる。ロシアによるウクライナ侵略は、国際法、特に国連憲章の違反を構成する。
- ✓ ロシアの無責任な核のレトリック、軍備管理体制の毀損及びペラルーシに核兵器を配備するとの意図は危険であり、受け入れられない。我々は、ロシアのウクライナ侵略の文脈における、ロシアによる核兵器の使用の威嚇、ましてやロシアによる核兵器のいかなる使用も許されないとの我々の立場を改めて表明。

• 原子力安全、核セキュリティ:

- ✓ ロシアによるザポリッジヤ原子力発電所（ZNPP）の著しく無責任な占拠及び軍事化に対し、最も重大な懸念を表明。
- ✓ IAEAの専門家の継続的な駐在及び現場における原子力安全と核セキュリティの確保に焦点を当てるなどを含む、ウクライナにおける核物質と原子力施設の原子力安全及び核セキュリティを強化し、並びに保障措置の適用を強化するためのIAEAの取組を支持。
- ✓ IAEA事務局長による「原子力安全及び核セキュリティに不可欠な7つの柱」への支持を再確認し、いかなる状況においても原子力施設の安全と核セキュリティを確保し、及び促進することの重要性を強調。この文脈で、我々は、この目的のためのウクライナにおけるIAEAの取組に対するG7の貢献を強調し、他国にも支援の提供を求める。

外務省: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506325.pdf>

G7広島サミットでの核不拡散、核セキュリティ等に係る言及 核軍縮に関するG7広島ビジョン-1

(2023年5月19日)

- **核兵器の不使用**:ロシアの無責任な核のレトリック、軍備管理体制の毀損、及びベラルーシに核兵器を配備するとの意図は、危険であり、かつ受け入れられない。ロシアによる核兵器の使用の威嚇、ましてやロシアによる核兵器のいかなる使用も許されない。我々の安全保障政策は、核兵器は、それが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべきとの理解に基づく。
- **核兵器数の減少**:冷戦終結以後に達成された世界の核兵器数の全体的な減少は継続しなければならず、逆行させてはならない。NPTは、国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力の平和的利用を追求するための基礎として堅持されなければならない。我々は、全ての者にとっての安全が損なわれない形で、現実的で、実践的な、責任あるアプローチを通じて達成される、核兵器のない世界という究極の目標に向けた我々のコミットメントを再確認する。この点に関し、日本の「ヒロシマ・アクション・プラン」は、歓迎すべき貢献。ロシアに対して、新START条約の完全な履行に戻ることを可能とするよう求め、また中国による透明性や有意義な対話を欠いた、加速している核戦力の増強は、世界及び地域の安定にとっての懸念となっている。
- **核兵器の透明性**:核兵器に関する透明性の重要性を強調。米国、仏国及び英国が、自国の核戦力やその客観的規模に関するデータの提供を通じて、効果的かつ責任ある透明性措置を促進するために既にとってきた行動を歓迎。我々は、まだしていない核兵器国がこれに倣うことを求める。
- **FMCT、CTBT**:FMCTの即時交渉開始を求める。核兵器又は他の核爆発装置に用いるための核分裂性物質の生産に関する自発的なモラトリアムを宣言又は維持することを求める。CTBTの発効もまた喫緊の事項であり、CTBTが法的拘束力を持つまでの間、核爆発実験に反対するグローバルな規範を堅持することに引き続きコミットし、全ての国に対し、核兵器の実験的爆発又は他のあらゆる核爆発に関するモラトリアムを新たに宣言すること、又は既存のモラトリアムを維持することを求める。核実験を行う用意があるとのロシアの発表を懸念し、ロシアによる核実験モラトリアムの遵守を求める。

外務省：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506513.pdf>

G7広島サミットでの核不拡散、核セキュリティ等に係る言及 核軍縮に関するG7広島ビジョン-2

(2023年5月19日)

• **核不拡散:**

- ✓ 核兵器のない世界は、核不拡散なくして達成できない。関連する国連安保理決議に従った、核兵器及び既存の核計画、並びにその他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の、北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な放棄という目標への搖るぎないコミットメントを改めて表明。
- ✓ 北朝鮮に対し、核実験又は弾道ミサイル技術を使用する発射を含め、不安定化をもたらす、又は挑発的となる他の行動をも自制するよう求める。北朝鮮は、NPTの下で核兵器国地位を有することはできず、有することは決してない。
- ✓ イランに対し、更なる遅滞なく、核不拡散に関する法的義務及び政治的コミットメントを果たすよう求める。イランの核計画に関する国際的な懸念を解消するためには、外交的解決が引き続き最善の方法である。この文脈において、包括的共同作業計画（JCPOA）は、引き続き、有益な参考となる。

• **原子力の平和的利用と3Sの確保:**

全ての国に対し、次世代原子力技術の展開に関するものを含め、原子力エネルギー、原子力科学及び原子力技術の平和的利用を促進する上で、保障措置、安全及び核セキュリティの最高水準を満たす責任を、真剣に果たすよう強く求める。さらに、ロシアによるウクライナの原子力施設を管理しようとする試みに深刻な懸念を表明。これは、原子力安全及び核セキュリティ上の深刻なリスクをもたらすもので、原子力の平和的利用の追求というNPTの下でのウクライナの権利を完全に無視するもの。我々は、核不拡散体制の基本的な構成要素として、IAEAの最高水準の保障措置の実施及び追加議定書（AP）の普遍化の重要性を再確認する。

• **民生用Puの管理の透明性向上:**

民生用Puの管理の透明性が維持されなければならないことを強調。民生用プログラムを装った軍事用プログラムのためのPuの生産又は生産支援のいきなる試みにも反対する。この点に関し、Pu管理指針（INFCIRC/549）の実施の重要性を強調する。同様に、HEUの民生保有量を管理する必要性を認識。世界中の兵器利用可能な核物質の民生目的での生産と蓄積を削減するための取組を優先することにコミットする。

核セキュリティに関する動向

核脅威イニシアティブ（NTI）の核セキュリティ・インデックス（1/2）

2023年7月、核脅威イニシアティブ（NTI）は、6回目となる「核セキュリティインデックス（盗取、妨害・破壊、放射性物質）」を発表した（URL https://www.ntiindex.org/wp-content/uploads/2023/07/2023_NTI-Index_Report.pdf）

【NTIとは】 元米国上院議員（民主党）のサム・ナン氏とCNNの創業者でもある実業家テッド・ターナー氏が 2001年に創設した非営利法人であり、核問題や生物兵器等に取り組んでいる。現在の共同議長兼CEO（実質上の代表）は元エネルギー長官のアーネスト・モニーツ氏

【高濃縮ウラン（HEU）やプルトニウム（Pu）所有には厳しい見方】 本インデックスはHEUやPuの所有そのものについて厳し見方をしており、モニーツ氏の序言では核兵器に使用可能な核物質が増加に危惧を示しており、また、以下の「2. 調査結果と勧告」では、2020年以降、核物質を有する多くの国で核セキュリティ文化や内部者規制でほぼ進展がみられず、また、民間施設ではPuの在庫が積み上がっていると指摘している

1. 調査対象・ランキング

- ① 核物質を1kg以上を所有する22か国の「盗取」ランキング（核物質のセキュリティ）
1位オーストラリア、2位イス、3位カナダ、4位ドイツ、5位オランダ、**日本**は8位
- ② 所有する核物質が1kg未満の153か国と台湾について「盗取」ランキング（国際的な取組みへのサポート）
1位フィンランド、2位スウェーデン、3位韓国、4位デンマーク、5位は同率でチエコ、ニュージーランド
- ③ 兵器に使用可能な核物質を所有する、もしくは核物質は所有しないが、原子炉等の原子力施設を有する46か国と台湾の妨害破壊行為ランキング（施設防護）
1位フィンランド、2位はオーストラリア、3位カナダ、4位イギリス、5位イス、**日本**は9位
- ④ 放射線源を有する175か国と台湾についてセキュリティに関する政策とその実施に関する評価（今回初）
ランキングは行われていない

核セキュリティに関する動向

核脅威イニシアティブ（NTI）の核セキュリティ・インデックス（2/2）

調査結果と勧告（>がNTIの調査結果、その下の文章がNTIの勧告）

➤ 商業的な再処理による民生用分離Pu の急激な増加

各国は分離Pu在庫を現在水準を上限とし、また可及的速やかに減少させるべき。核兵器に利用不可能な代替物を使用すべきであり、燃料サイクルは避けるべき

➤ 國際的な民生用HEU利用反対の機運により、HEU在庫は徐々に減少

すべての国はHEUを減少させている現状を維持すべり、在庫を縮小すべき

➤ ロシアのウクライナ侵略等、不安定な情勢のなか、今日的な核セキュリティ事象に各国政府は十分な対応を示せていない

特に核物質や原子力施設を有する国や地域は、核セキュリティを優先事項とすべき

➤ 核兵器に使用可能な核物質や原子力施設を有する国や地域で、核セキュリティ文化の促進や内部者脅威の防止に進展が見られない

各国は、内部者脅威軽減の施策を強化すべき。事業者は核セキュリティ文化を強化すべきであり、政府関係機関とも情報共有を図り、核セキュリティ文化の増進に貢献すべき

➤ 原子力施設を有する46か国と台湾において、政治的または法的なコミットメントへの支持が弱まっている

各国は、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）や新たな首脳レベルの活動等を再活性化すべき

➤ 核物質や原子力施設に関する義務を充足する国家がほぼ倍増した

73か国・地域が改正核物質防護条約（CPPNM）の義務を履行しており、58か国・地域については条約上の義務を履行することが望まれる

➤ グローバル・サウスは最大の改善を示したが、まだ核セキュリティの重要な改善策は残っている

グローバル・サウスの諸国は改正核物質防護条約に批准すべきであり、また、IAEAの核セキュリティ関連規則を遵守すべき

➤ 不安定な政治環境のなか、原子力エネルギーの関心が増しているにも関わらず、IAEAの核セキュリティにおける役割への各国の支持にはばらつきがある

各国・地域は核セキュリティに重要な役割を担うIAEAを予算や人材派遣等でサポートすべき

➤ 2020年以降、放射線源のセキュリティについて、各国・地域においてほぼ進歩がみられず、また、最低限の手段を維持する点でも不十分である

各国・地域は、放射性物質のセキュリティに、より大きな優先順位をつけるべき

核セキュリティに関する動向

IAEAの「2025年版核セキュリティ・レビュー」の概要-1

2025年版核セキュリティ・レビュー: 2024年の活動実績及び「核セキュリティ計画2022-2025」等を通じて特定された2025年の活動内容をとりまとめたもの。同じくIAEAが毎年、発効している「**2025年版核セキュリティ報告**」とは、互いが他方を補完するとの位置付け。<https://www.iaea.org/sites/default/files/gc/gc69-inf3.pdf>

・ IAEAの核セキュリティ活動の優先事項（計13項目）は以下のとおり

1. 国家の核セキュリティ体制の構築、維持及び履行の支援
2. 核物質防護条約(CPPNM)及びその改正(A/CPPNM)の遵守と履行の促進
3. 核セキュリティ・ガイダンス文書の策定及び強化。国際核物質防護諮詢サービス(IPPAS)、国際核セキュリティ諮詢サービス(INSServ)及び放射線安全と核セキュリティのための規制インフラに関するレビュー(RISS)を含む助言やピアレビューを通じたガイダンス文書の運用支援
4. 核セキュリティ教育・訓練プログラム、国際核セキュリティ教育ネットワーク(INSEN)、核セキュリティ支援センター(NSSC)、協働センター等を活用した加盟国的能力強化状況の評価
5. IAEA核セキュリティ訓練・実証センター(NSTDC)の運用
6. サイバー攻撃等の核セキュリティ脅威を踏まえた機微情報及びコンピュータ基盤システム等の保護強化支援
7. 科学技術及び工学分野における革新(innovations)の継続的な把握と、核セキュリティ強化への活用の検討
8. 原子力安全と核セキュリティのインターフェース調整プロセスの促進及び指針の策定
9. 核セキュリティ基金が効率的に成果重視型管理(RBM)の原則に沿って運用されていることの保証
10. 「核セキュリティ計画2026年～2029年」の策定
11. IAEAの核セキュリティ活動に関する各国とのコミュニケーションの強化
12. 2026年に開催予定のコンピュータ・セキュリティに関する国際会議 及び輸送に関する国際会議 の準備
13. ウクライナにおける原子力安全・核セキュリティ状況の監視・評価・報告と原子力施設や放射線源に関する活動に対する援助の提供

核セキュリティに関する動向

IAEAの「2025年版核セキュリティ・レビュー」の概要-2

- 本レビューは、以下のA.～F.の項目で構成されており、項目毎の2025年の主要な活動内容を記載。

- A. 一般的な核セキュリティ分野
 - C. 規制上の管理を外れた核・放射性物質のセキュリティ
 - E. 核セキュリティ基金の運用と管理
 - B. 核物質及び関連施設におけるセキュリティ**
 - D. 原子力安全とのインターフェースにおける核セキュリティ
 - F. ウクライナに対する技術的支援及び援助
- 上記のうち、**B.の概要**は以下のとおり。

B.1：核燃料サイクル全体に対する核セキュリティ・アプローチ

・SMR を含む先進原子炉の核セキュリティ動向：

- ✓ 技術文書(TECDOC)の草案と、「浮体式原子炉(FNPP)の安全性とセキュリティの考慮事項に関する設計(仮題)」(技術報告書)の草案を作成
- ✓ SMR と FNPP の設計における安全性及び核セキュリティの考慮事項に関して、NSS 文書 No. 20 及び No.13 と、以下の 3 つの IAEA 核セキュリティ実施指針の適用可能性の分析を実施した。
 - NSS No. 27-G: 「核物質及び原子力施設の物理的防護 (INFCIRC/225/Revision 5 の実施)」
 - NSS No. 26-G: 「輸送中の核物質のセキュリティ」
 - NSS No. 35-G: 「原子力施設のライフタイムに亘るセキュリティ」
- ✓ 今後も原子力調和・標準化イニシアティブ(NHSI) の規制トラック下の核セキュリティ WG への支援を通じた取組みを含め、SMR の核セキュリティに関する指針や出版物の作成等を継続する予定

・核物質の計量管理を活用した核セキュリティ強化(NMAC)：

- ✓ 「施設における NMAC 計画の内容(仮題)」(技術文書)をドラフト
- ✓ 新たな IPPAS モジュール「NMAC システム」を完成させ、核セキュリティポータルで公開予定

B.2：放射性物質及び関連施設のセキュリティ

・使用中及び貯蔵中放射性物質ならびに関連施設のセキュリティ強化のために 加盟国に提供される支援

- ✓ 加盟国の放射線安全及び核セキュリティ強化を支援するため、「規制インフラ開発プロジェクトRIDP」を通じた支援を拡充している。同プロジェクトを活用する国数は増加傾向にある。
- ✓ 使用済または不要となった密封放射線源(DSRS)の安全かつセキュアな管理オプションの確保は、各国にとって核セキュリティ上の優先事項の一つ。IAEA は、高放射能 DSRS を含む 放射線源の移送作業の継続や開始、あるいは移送条件の整備及び関連手続きの確立等を支援

・放射性物質の安全とセキュリティに関する行動規範の実施支援：

- ✓ IAEA は、「放射線源の安全とセキュリティに関する IAEA 行動規範」と、その補足指針である「放射線源の輸入及び輸出に関する指針」及び「使われなくなった放射線源の管理に関する指針」の実施支援を通じて、国際規範の強化に取り組んでいる。
- ✓ 2024 年には 4か国が行動規範、5か国が前者の指針、10か国が後者の指針の実施に関するコミットメントを表明した。

核セキュリティに関する動向

IAEAのインシデント及び不正取引データベース(ITDB)に係る2025年版

ファクトシートの概要

ITDB: 規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質の不正取引や、その他の不正な活動等の事案を収集したIAEAのデータベース。以下は、2023年、2024年及び1993年～2024年の期間内にITDB参加国から報告された事案の分類。

Gr.	事案	2023年		2024年		1993～2004年	
		報告数 (件)	割合(%)	報告数 (件)	割合(%)	報告数 (件)	割合(%)
Gr. I	不正取引または悪意ある使用に関連する、またはその可能性がある事案	6	3.6	3	2.0	353	8.0
Gr. II	意図が不明な事案	10	6.0	22	15.0	1,065	24.3
Gr. III	不正取引または悪意ある使用とは関連しない、または関連する可能性が低い事案	152	90.4	122	83.0	2,972	67.7
	計	168	100.0	147	100.0	4,390	100.0

• 2024年に報告された計147件の事案

- ✓ 盗取事案は20件で、うち18件は、産業用に使用されるカテゴリ-4（人体に危険である可能性は低い）～カテゴリ-5（人体に危険である可能性は極めて低い）の放射線源に関連するもの。
- ✓ このうち10件の事案では放射線源は未回収。残りの2件の事案は、カテゴリ-2（人体に非常に危険な放射線源）～カテゴリ-3（人体に危険な放射線源）に関連するもので、放射線源は回収済。

- **Gr. Iに分類される3件の事案**における対象物質は、Pu、高濃縮ウラン(HEU)またはIAEAの安全基準でカテゴリ-1の放射線源（人体に極めて危険な放射線源(radioactive source)）ではない。またそれらの事案においては、対象物質を国外へ搬出する意図も認められていない。対象物質は全て規制当局によって押収された。
- **Gr. IIの22件の事案**の内訳は、(a)盗取11件、(b)不法所持3件、(c)対象物質が行方不明とされた事案が8件。このうち、(c)の8件のうち6件では、報告時点において対象物質は未回収であった。また22件のうち1件の事案の対象物質はカテゴリ-2（人体に非常に危険な放射線源）に分類される放射線源で、報告時点では未回収であった。またその他の1件の事案の対象物質は、カテゴリ-3（人体に危険な放射線源）に分類される放射線源であったが、報告されるまでにカテゴリ-4（人体に危険である可能性は低い）レベルまで低下した。残りの20件の事案では、対象物質はカテゴリ-3未満の放射線源であった。

- **Gr. IIIの122件の事案**の殆どは、対象物質が規制上の管理を外れたもの。不正取引、悪意ある使用、詐欺とは無関係の事案である。その殆どは不正な廃棄、輸送、保管、紛失等であったが、7件の盗取事案があった。複数の事案で、放射性物質で汚染された工業製品が見つかった。

第10回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議結果-1

●開催日:

- ✓ 2022年8月1日～26日に、ニューヨークの国連本部で開催
- ✓ 第1週: プレナリー会合、第2～3週: 主要委員会I（核軍縮）、主要委員会II（核不拡散）、主要委員会III（原子力の平和的利用）の開催（各委員会の下に設置された補助機関での議論も含む）、第4週: 最終文書調整
- ✓ 議長: Gustavo Zlaevinen大使（元アルゼンチン筆頭外務副大臣）

●参加国等:

- ✓ NPT加盟国191か国のうち151か国、国連（UN）、国際原子力機関（IAEA）、18のオブザーバー組織、160の非政府組織（NPO）が参加

●結果:

- ✓ 主要委員会I～IIIは、委員会としての報告書案に締約国の同意を得ることができず、全て委員会議長による報告書（議長報告書）としてZlaevinen議長に提出された
- ✓ 主要委員会I～IIIの議長報告書をベースに作成された最終文書案は、その後、2度リバイスされ、コンセンサスでの採択を目指して更に文言調整が行われたが、ロシアが会議最終日（26日）の午後に最終文書案中のウクライナのザポリッジヤ原子力発電所（ZNPP）に関する文言等を記載した5つのパラグラフに反対し、結局、2015年のNPT運用検討会議に続き、最終文書をコンセンサスで採択できなかった

●今後の予定:

- ✓ 次回のNPT第11回運用検討会議は2026年にニューヨークで開催
- ✓ 上記会議の第1回準備委員会を2023年にウィーンで、第2回準備委員会を2024年にジュネーブで、第3回準備委員会を2025年にニューヨークで各自開催
- ✓ NPTの運用検討プロセスをさらに強化するために、別途、作業部会（ワーキンググループ）を設置

●今次会議の特徴:

- ✓ NPTそのものよりも、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を巡る問題により、最終文書を採択できなかった。ただし、多くのNPT締約国は、NPTが核不拡散体制の礎であり、今後もNPTの維持・強化が必要であることを言及
- ✓ 従来の核兵器国（NWS）と非核兵器国（NNWS）の対立に加え、NWS内の米英仏と露及び中国、またNNWS内でも米国の大拡大抑止下にある国と核兵器禁止条約（TPNW）締約国の対立があった
- ✓ 中国によるNPTの3本柱全てに係る積極的な主張

第10回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議結果-2

•主要委員会I（核軍縮）の論点

- ✓ **核軍縮**: 従来どおり、NWSとNNWSの主張が対立。NWSは、核軍縮のコミットメントを果たすために十分な対応を行っているものの、昨今の安全保障環境が軍縮を促すものとなっていないと主張し、NNWSは、核兵器こそが危険な安全保障環境を生み出し、軍縮の進展が国際的な平和と安定及び安全保障の向上に役立つが、NWSは核軍縮のコミットメントを進捗させていないと主張
- ✓ **TPNW**: TPNW締約国は、NWSが核兵器への依存を削減するための真剣な措置を講じておらず、核兵器を非合法化し、核兵器に反対する強固な規範を確立することを目的として進んで行くと主張。一方米国は、NWSがNPT第VI条の核軍縮義務に反し核軍縮を進展させていないという主張は受け入れらず、またTPNWは、同条約締約国のみを拘束するものであり、TPNWが国際法の下で核兵器禁止の規範を確立するとの主張に反論

•主要委員会II（核不拡散）の論点

- ✓ **中東非大量破壊兵器地帯の創設**: 2018年12月の国連決定（A/73/546）に基づき、これまで2019年及び2021年に2回の会議が開催されており、以前の運用検討会議ほどは議論に緊張が見られなかったようであるが、それでも複数の中東国が同地帯の創設遅延に不満を示した
- ✓ **AUKUS**: 米英豪は、AUKUSにより豪州が核兵器を取得することは無く、また国際的な核不拡散基準へのコミットメントを遵守することを強調したが、中国、インドネシア（NAM議長国）及びマレーシアは、AUKUSの核拡散への影響に懸念を表明。また中国はIAEA保障措置システムの新たな課題としてIAEAに本件に係る特別委員会を設置すべきと主張。米国高官はIAEAでの特別委員会の設置等、本件に係るいかなる提案も拒否すると言及

•主要委員会II（核不拡散）及びIII（原子力の平和的利用）の共通の論点

- ✓ ウクライナ及び欧米諸国は、ロシアによるZNPPの管理（コントロール）の掌握により、ZNPPの安全、核物質防護を含む核セキュリティ、及び保障措置が深刻な影響を受け、ロシアに対してZNPPの管理をウクライナ当局に戻し、ロシア軍がZNPPから撤退することを求める旨を報告書に盛り込む必要性を強調。一方ロシアは上記の文言は容認できること、また物事には交渉可能な問題と交渉不可能な問題があるとして、上記の文言は後者に属することを示唆し、欧米の主張に反対

2026年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議

第1回準備委員会

・**日時等**：2023年7月31日～8月11日（ウィーン） 議長はヴィーナン軍備管理・不拡散担当大使（フィンランド）

・**結果**：

- ✓ 議長は、準備委員会終了1日前に、以下の3つの文書を参加国に提出。①今次準備委員会での議論内容を記載した「事実概要案」、②議長が第2回準備委員会において重点的に議論する分野に関する勧告を纏めた「勧告案」、及び③今次準備委員会の議事進行等を事務的にまとめた「最終報告書案」。
- ✓ ①については、コンセンサスが得られず、議長は「作業文書」として③に盛り込むことを述べたが、イランの反対（ロシアとシリアが同調）で結果的に議長は①を取り下げ、公式文書としては残されないことになった。②については、ロシア、中国、及びイランの反対で、「勧告」ではなく、議長の「考察（reflection）」として③に「作業文書」として盛り込まれたにとどまった。

・**論点**：

- ✓ **核軍縮**：透明性や説明責任の重要性、FMCTの早期交渉開始、CTBTの早期発効及び発効要件国による早期の署名・批准を求める意見が相次いだ。またロシアによるウクライナ侵攻に関し、核の威嚇やザポリッジヤ原発占拠を非難する発言があり、さらにアジア太平洋地域における不透明な核戦力の増強に対する懸念が示された。
- ✓ **核不拡散**：北朝鮮の核・ミサイル活動に対する非難や、国連安保理決議に従う北朝鮮の完全な非核化、NPT及びIAEA保障措置の遵守への早期復帰を求める発言が相次いだ。中東非大量破壊兵器地帯構想の実現については、全てのNPT締約国がコミットすべき旨が示された。イランの核関連活動の拡大への深刻な懸念が表明され、IAEAとの完全な協力をイランに求める旨発言が相次いだ。ウクライナにおける保障措置の実施に関し、ロシアによる侵攻がもたらす深刻な脅威への懸念やIAEAの取組への支持が示された。
- ✓ **原子力の平和的利用**：多くの国が、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保しつつ、原子力の平和的利用を促進していくことの重要性を指摘した。東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関し、欧米、アジア大洋州、南米の幅広い地域から10か国以上がIAEAの取組等に対する理解・支持を表明した。多くの国から、ウクライナの原子力安全・核セキュリティの状況への懸念が示され、ロシアに対して、ウクライナからの撤退や、ウクライナの主権・領土一体性・国際的に認められた領土を尊重するよう求める声が多くあった。

・**その他**：

- ✓ 今次準備委員会の開催に先立ち、7月24日～28日に、2022年の第10回NPT運用検討会議での決定に基づき、NPTの運用検討プロセスの有効性、効率性、透明性、説明責任、調整、及び継続性を改善する措置について議論し、その結果を準備委員会に勧告することを目的に設立された作業部会が開催された。しかし、作業部会では勧告案を採択できず、作業部会議長の作業文書として準備委員会に提出された。

2026年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議

第2回準備委員会

・**日時等**：2024年7月22日～8月2日（ジュネーブ）議長はラフメトウリン外務第一次官（カザフスタン）

・**結果等**：

✓ ①今次委員会の手続事項を記載した「報告書案(Draft Report)」と、②今次委員会における議論の内容を取りまとめた「議長サマリー(Chair's Summary)」、及び③NPTの履行状況を評価した「議長の考察(Reflection of the Chair)」が作成された。①はコンセンサスで合意され、一方②及び③は、コンセンサスが得られず、作業文書として①に添付することで合意された。

・**論点**：

✓ **核軍縮**：透明性や説明責任の重要性、FMCTの早期交渉開始、CTBTの早期発効及び発効要件国による早期の署名・批准を求める意見が相次いだ。またロシアによるウクライナ侵攻に関し、核の威嚇や新START履行停止、CTBT批准撤回等を非難する発言があり、更にアジア太平洋地域における不透明な核戦力の増強に対する懸念が示された。

✓ **核不拡散**：北朝鮮の核・ミサイル活動に対する非難や、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化、NPT及びIAEA保障措置の遵守への早期復帰を求める発言が相次いだ。中東非大量破壊兵器地帯構想の実現については、多くの国が同構想の早期実現の重要性を強調した。さらに、イランの核関連活動の拡大への深刻な懸念が表明され、IAEAとの完全な協力をイランに求める旨発言が相次いだ。ウクライナにおける保障措置の実施に関し、ロシアによる侵攻がもたらす深刻な脅威への懸念やIAEAの取組への支持が表明された。

✓ **原子力の平和的利用**：気候変動を含む地球規模課題に向けた原子力科学技術の重要性や、その促進におけるIAEAの中心的な役割についての言及があった。また、多くの国が原子力の利用にあたっては、保障措置の遵守に加え、原子力安全及び核セキュリティを確保することが重要であることを指摘した。さらに多くの国が、ロシアによるウクライナ侵攻及びザポリッジヤ原発の占拠を批判し、同原発を含むウクライナの原子力施設の原子力安全・核セキュリティへの脅威に関する懸念を表明した。

・**その他**：第3回準備委員会は、2025年4月28日～5月9日にニューヨークで開催予定。議長は、ガーナのHarold Agyeman 国連代表部常駐代表

2026年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議

第3回準備委員会

- ・**日時等**：2025年4月28日～5月9日（ニューヨーク）議長はハロルド・アジマン国連常駐代表（ガーナ）
- ・**結果等**：
 - ✓ ①今次委員会の手続事項を記載した「報告書案（Draft Report）」と、②「2026年運用検討会議への勧告案（Draft Recommendations to the Review Conference of the NPT）」及び核兵器国による国別報告書の提出や議論の方法等を内容とする③「運用検討プロセス強化のための決定案（Draft Decision: Strengthening the Review Process）」が作成された。
 - ✓ ①はコンセンサスで合意され、一方②及び③は、コンセンサスが得られず、議長の判断・責任の下、作業文書として①に添付することで合意された。
- ・**論点**：
 - ✓ **核軍縮**：多くの国が透明性や説明責任の重要性、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及び発効要件国による早期の署名・批准を求める意見を述べた。また西欧の国を中心に中国の不透明な核戦力増強に対する非難が示され、多くの国が透明性・説明責任の強化の重要性を強調した。中露や多くのNAM諸国等による核共有への批判に対し、NATO諸国は、NPTとの整合性や平和維持が目的である旨を説明した。また多くのアラブ諸国が、イスラエルのNPT加入や中東非核・非大量破壊兵器地帯の早期創設を要請した。
 - ✓ **核不拡散**：多くの国が北朝鮮の核・ミサイル活動やイランの核関連活動の拡大等に懸念を表明した。中国等は、輸出管理が国際的な原子力利用に不必要的制限を課すべきでない旨を主張した。日本を含む複数の国は、輸出管理は不拡散上、重要である旨を述べた。
 - ✓ **原子力の平和的利用**：多くの国が原子力科学技術による地球規模課題への貢献や同分野でのIAEAの役割、3S（原子力安全・核セキュリティ・保障措置）の重要性を言及した。また、西欧等、多くの国がロシアによるウクライナ侵略及びそれに伴うザポリッジヤ原子力発電所等の原子力安全・核セキュリティへの脅威を批判した。
- ・**その他**：2026年NPT運用検討会議は、2026年4月27日～5月22日にニューヨークで開催予定。議長はベトナム

https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/pagew_000001_01653.html

包括的核実験禁止条約 (CTBT)

【概要】

- 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発の禁止
- 条約の趣旨及び目的を達成し、条約の規定の実施を確保する等のための包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)の設立
- 条約の遵守につき検証するための(1)国際監視制度(IMS)、(2)協議及び説明、(3)現地査察、及び(4)信頼醸成措置から成る検証制度の設置

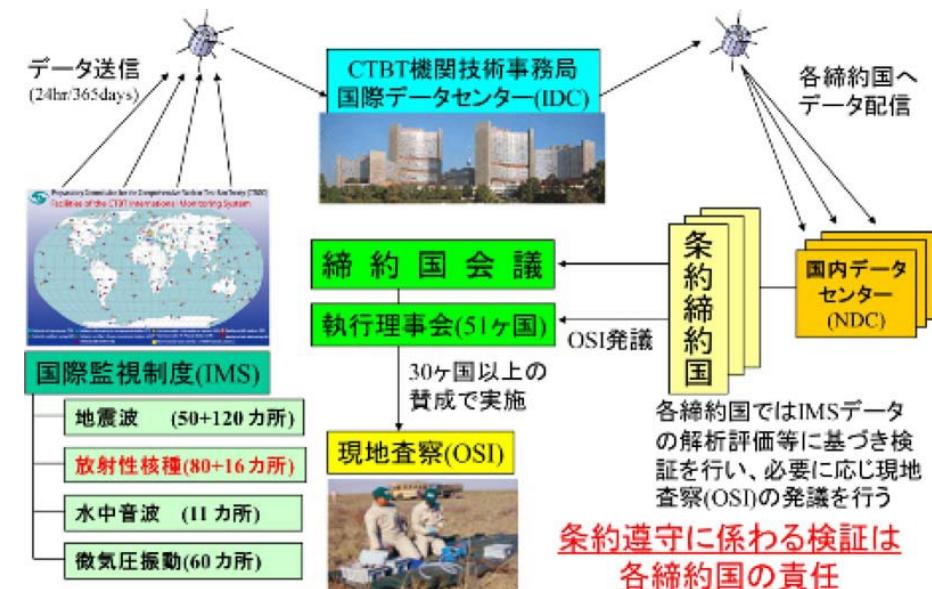
【現状】

- CTBTの発効には、発効要件国（核保有国を含む44ヶ国）全てによる条約の批准が必要であるが、米国、中国、エジプト、イラン、イスラエルは未批准。ロシアは2000年にCTBTを批准したが、2023年11月、米国が条約を未批准であり、米国と対等な立場になること等を理由にCTBTの批准撤回に関する法律を公布・発効させた。またインド、パキスタン、北朝鮮は未署名・未批准。したがって条約は未発効。
- 2025年5月現在、署名国は187か国（批准国は178か国）未署名国は9か国

出典：<https://www.ctbto.org/our-mission/states-signatories>

【国際監視制度(IMS)】

- 世界337か所に設置された4種類の監視施設（地震学的監視施設、放射性核種監視施設、水中音波監視施設、微気圧振動監視施設）と、16の公認実験施設によりCTBTで禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度
- 上記の施設で得られた測定データは、ウィーンに設置されているCTBTO国際データセンター(IDC)に送信され、解析が実施される。観測データ及び解析結果はIDCデータベースで管理されると共に、要求のあった各国の国内データセンター(NDC)に毎日配信されている。これにより、NDCでは独自にIMS観測データの解析・評価をすることが可能となっている（右図）。



CTBT国際検証体制の仕組み

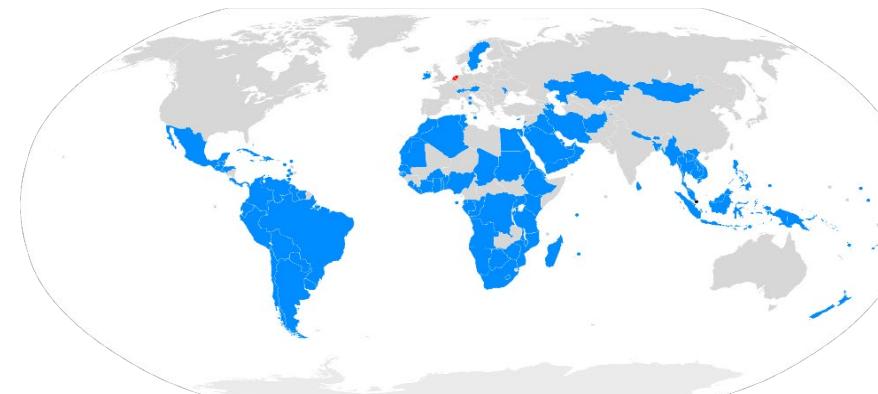
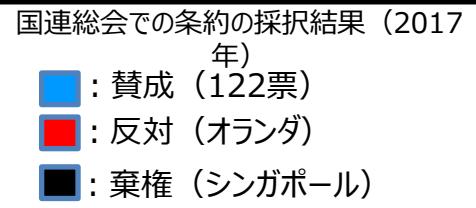
核兵器禁止条約 (TPNW) -1

■ TPNWの概要 (TPNW: Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons)

- 2017年7月7日採択・署名開放（50カ国の批准後90日で発効）
 - 2020年10月24日、50番目の批准（ホンジュラス）→**2021年1月22日に発効**
 - 未署名国：核兵器保有国、NATO加盟国、日本、オーストラリア、韓国、他
 - NGOや市民活動が果たした役割（核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞）
- 第1条：核兵器や核起爆装置の**開発・実験・生産・製造・取得・保有・貯蔵等**を禁止。
- 第3条：包括的保障措置協定の締結義務（追加議定書は義務化されていない）
- 第4条：核兵器保有国の条約加盟（定められた期限までに国際機関の検証を受けて核兵器を廃棄する義務を果たすことを前提に、**核兵器保有国も条約に加入可能**）
- 第8条：発効後1年以内に第1回締約国会議を開催。以後2年毎。（**核兵器計画の検証・不可逆的な廃棄も議論**）国際連合事務総長が、6年に1回、条約の運用、進歩等を検討するための会議を招集（オブザーバー参加可）
- 第17条：条約の有効期間は無期限

■ TPNW第1回締約国会議（2022年6月21日～23日、於:ウィーン）

- 議長：Alexander Kmentt 大使（オーストリア外務省核軍縮担当部長）
- 参加国：80か国以上（条約批准国に加え、複数のNATO加盟国（独、蘭、ノルウェー）や豪州等がオブザーバー参加）。
- 採択文書：「核兵器のない世界」の実現を呼びかける**「ウィーン宣言」**と、核廃絶に向けた取組をまとめた**「ウィーン行動計画」**を採択。
- その他：**全てのNPT加盟国と建設的に協力することを約束し、NPTとTPNWが補完関係にあると位置付け**。NPTとの協力を調整するファシリテーターとして、タイとアイルランドを任命。



2025年5月現在の署名国と批准国
署名国：94か国
批准国：73か国
URL: <https://treaties.unoda.org/t/tpnw>

Karte: NordNordWest, Lizenz: Creative Commons by-sa-3.0 de
<https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=60750597> による

核兵器禁止条約（TPNW）-2

■ TPNW第2回締約国会議（2023年11月27日～12月1日、於:ニューヨーク）

- 議長: Juan Ramón de la Fuente 博士（前メキシコ国連大使、メキシコ国立自治大学学長）
- 参加国等: 56か国。33か国（豪州、ベルギー、ブラジル、インドネシア、独、ノルウェー、スイス等）がオブザーバーとして参加。その他、9国際機関（国連、IAEA等）と、122のNGO代表が参加
- 採択文書: 昨今、世界情勢の緊張の高まり等で核のリスクがいっそう悪化していること、核による威嚇は国際法に反し世界の平和と安全を損なうこと、現在と未来の世代のために「核兵器のない世界」の実現に向け努力を続けること、等を盛り込んだ「政治宣言」を採択

■ TPNW第3回締約国会議（2025年3月3日～7日、於:ニューヨーク）

- 議長: Akan Rakhmetullin 氏（カザフスタン共和国外務第一次官）
- 参加国等: 58か国。31か国（豪州、ブラジル、スイス等）がオブザーバーとして参加。その他、10国際機関（国連、IAEA等）と、163のNGO代表が参加
- 採択文書: 「国際情勢の不安定化が進む中でも核なき世界に向けた取り組みを強化する」との「政治宣言」を採択。その他、以下の4つの決定（Decisions）を採択。
 - 1.条約実施のための会期間の枠組み
 - 2.核兵器禁止条約締約国による第1回運用検討会議
 - 3.核兵器の使用及び実験の影響による被害者支援及び環境修復のための国際信託基金
 - 4.科学諮問委員会の任務及び権限の更新に関する検討プロセス

IAEA 2024年版保障措置声明-1

条約・協定	締約国数	評価結果の概要	
核兵器不拡散条約締約国	190 ^a	—	
保障措置協定適用対象国	190 ^{a,b} (188)	—	
包括的保障措置協定 (CSA) 及び追加議定書 (AP) 締約国	137 ^b (136)	75 ^b (74)	<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質の平和的活動からの転用の兆候は見られない。未申告の核物質及び原子力活動の存在の兆候も見られない。 <p>⇒全ての核物質が平和的活動にとどまっている（拡大結論）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 75b(74)か国のうち、71b, (70)か国には統合保障措置(IS)が適用されている
		61 (62) ★	<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質の平和的活動からの転用の兆候は見られない。未申告の核物質及び原子力活動がないことに関する評価は継続中。 <p>⇒申告された核物質は平和的活動にとどまっている</p>
		1 (0)	<p>⇒（初版SQPを使用しているため）いかなる保障措置結論も導出できない。</p>
CSA締約国	45 (45)	31 (45)★	<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質の平和的活動からの転用の兆候は見られない。 <p>⇒申告された核物質は平和的活動にとどまっている。</p>
		14(0)	<p>⇒（初版SQPを使用しているため）いかなる保障措置結論も導出できない。</p>
INFCIRC/66型保障措置協定締約国 (NPT未締約国)	3 (3)		<ul style="list-style-type: none"> 保障措置が適用されている核物質の転用、施設及びその他の品目の不正使用の兆候は見られない。 <p>⇒保障措置適用下にある核物質、施設及びその他の品目は平和的活動にとどまっている。</p>
自発的保障措置協定(VOA)及びAP締約国	5 (5)		<ul style="list-style-type: none"> 保障措置が適用されている核物質の転用の兆候は見られない。 <p>⇒10(10)の選択施設において保障措置が適用されている核物質は、平和的活動にとどまっている、若しくは VOAで規定されているように、核物質が保障措置の適用から除外されている。</p>
CSA未締約国	3 (4)		<p>⇒いかなる保障措置結論も導出できない。</p>

a:北朝鮮を含まず *b:この他に台湾を含む。 () 内の数: 2023年版保障措置声明 https://www.iaea.org/sites/default/files/24/06/20240607_sir_2024_part_ab.pdf

★ 今次声明から、初版SQPを使用している（初版SQPを改訂/廃止していない）ため、いかなる保障措置結論も導出できないとされた。

出典: IAEA, "Safeguards Statement for 2024", <https://www.iaea.org/sites/default/files/25/06/sir-2024.pdf>

原子力規制庁、「国際原子力機関(IAEA)による「2024年版保障措置声明」の公表」、令和7年6月25日、<https://www.nra.go.jp/data/000476662.pdf>

IAEA 2024年版保障措置声明-2

2024年におけるIAEA保障措置活動の概要

Fact box 1. Safeguards activities in 2024

保障措置適用国数

189 **190** States^{3,4} for which safeguards were implemented 

AP発効国

保障措置下にある核物質の有意量

235 939 **240 530** Significant quantities⁵ of nuclear material under safeguards 

保障措置下にある重水量（トン）

保障措置下にある施設数

724 **732** Facilities under safeguards 

保障措置下にあるMBA（物質収支区域）数（施設外の場所（LOF）を含む）

査察回数

2324 **2349** Inspections 

計情報検認（DIV）

補完的アクセス回数

136 **127** Complementary accesses (CAs) 

検認のために費やされた曆日
(現場での査察、補完的アクセス、施設での設計情報検認、LOFでの情報検認及び査察のために必要な出張期間等を含む)

 Values for 2023

出典: IAEA, 出典: IAEA, "Safeguards Statement for 2024",
<https://www.iaea.org/sites/default/files/25/06/sir-2024.pdf>

IAEA 2024年版保障措置声明-3

・課題

- ✓ NPT締約国のうち、3か国がIAEAとのSG協定を発効させていない
 - ✓ CSA締結国のうち、45か国がAPを発効させていない
 - ✓ 15か国が初版SQPを使用している（初版SQPを改訂/廃止していない）ため、IAEAはいかなる保障措置結論も導出できない
 - ✓ イラン：
 - JCPOAでの合意を超えた濃縮度でのウラン濃縮活動の実施と濃縮ウランの蓄積、高濃縮ウラン(HEU)の生産
 - APの暫定的適用を含むJCPOAに基づく義務の履行に係る検証・監視の受入停止（2021年2月～）⇒IAEAはイランのウラン生産と在庫、遠心分離機等に係る知識の継続性を喪失
 - 2023年3月4日のIAEAとイランの共同声明が履行されていないこと
 - 「未解決の問題」に対し、イランはIAEAに技術的に信頼できる説明を行っていない
 - SG協定補助取極修正コード3.1に基づく新規原子力施設の予備的設計情報義務の不履行
 - 経験豊富なIAEA査察官の指名取消
 - ✓ 北朝鮮：
 - 2002年末～2007年7月迄及び2009年4月以降、IAEAはCSAに基づく保障措置活動を実施できない
 - 懸念：寧辺の軽水炉及び実験用原子炉(5MW(e))の運転、放射化学研究所（再処理施設）及びウラン濃縮施設(CEF)の稼働、濃縮施設の拡大
 - ✓ ウクライナにおける武力紛争：
 - 前例のない困難が伴うウクライナにおけるIAEA保障措置の実施
 - 2020年以降、ウクライナに対し「拡大結論」を導出できないこと
- ## ・保障措置の有効性強化と効率性の改善
- ✓ 4か国（バングラデシュ、ボリビア、カメルーン及びガーナ）で国内計量管理制度(SSAC)と国及び地域の保障措置実施当局(SRA)のための包括的能力構築イニシアティブ(COMPASS)の新たなサイクルを開始
 - ✓ 国レベルの保障措置(SLA)アプローチ：新たに3か国のSLAを策定、12か国のSLAを更新

米露の解体核由来のプルトニウム処分

- 2000年 START条約等を受けて発生するそれぞれ国の余剰兵器級Puの34トンの処分について米露で協定（PMDA: US-Russia Plutonium Management and Disposition Agreement）を締結。当初の処分方法では、米国は9トンは固化処分、残り25トンはMOX燃料処分すること、一方ロシアは、軽水炉と高速炉（BN-600、BOR-60）MOX燃料処分。
- 2010年 費用などの観点から、処分方法の変更等を含む協定を改定。米国は軽水炉でMOX燃料処分、ロシアはBN-600、BN-800等でMOX燃料処分
- 2014年4月：米国GAO等がMOX燃料製造施設（MFFF）建設に係る費用の高騰とスケジュールの遅れを批判。DOEは、当初予定よりもMOX燃料オプションに費用を要すると分析したレポートを発出。
- 2015年 議会がDOEに別途評価レポートを提出するように要請。→DOEが出資する独立研究団体エロスペース社がレポートを発表（2015年）→MFFF建設会社が出資したハイブリッジ社が左記に反論するレポートを発表（2015年～2016年）→レッドチーム（オークリッジのトム・メイソン所長が中心）がMOX処分オプションをレビュー（2015年8月）
- 2016年2月：オバマ政権が2017年度予算案でMFFF建設を打ち切り、希釈処分を検討する方針を提示
- 2016年10月：ロスアトムのキリエンコ氏が米国「希釈処分」は、兵器級Puを再び核兵器にする「潜在的 possibility」を言及
- 2016年10月：ロシアのプーチン大統領が大統領令でPMDAの履行を停止
- 2017年5月：トランプ大統領が、FY2018予算教書でMFFFの建設の終了と希釈処分オプションを検討する方針を提示
- 2017年9月：GAOが、Puを希釈後、処分場所として予定されているニューメキシコ州WIPP（核廃棄物隔離試験）につき、現状ではWIPPの容量が不足する旨発表
- 2018年2月：トランプ大統領がFY2019予算教書でもMFFFの建設の終了と希釈処分オプションを検討する方針を提示
- 2018年10月：DOEはMFFFの事業主体であるCB&I AREVA MOX Services LLC.に対してMFFF建設終了を通知
- 2019年3月：FY2020予算教書でMFFFの建設終作業継続に2億2千万ドルを要求。希釈処分オプションの追求
- 2020年2月：FY2021予算教書で、MFFFの建設終了に係る予算要求は無し
- FY2021: MFFF建設プロジェクト終了作業の完遂
- 2022年4月: FY2023予算教書で、希釈処分オプションの実施に係り、処分施設の設計レビューの完遂と建設開始、追加分のグローブボックス製造・出荷等のための予算を要求
- 2022年12月: サバンナリバーサイトのK Areaから希釈されたPuの初めてのWIPPへの出荷が完了。FY2023では13回の出荷を実施
- 2023年3月: FY2024予算教書で、余剰Puの希釈、希釈後のPuの廃棄物隔離プラント（WIPP）への輸送等のための予算を要求
- 2024年4月: FY2025予算教書で、余剰Puの希釈、希釈後のPuの廃棄物隔離プラント（WIPP）への輸送等のための予算を要求
- 2025年1月現在、サバンナリバーサイトで希釈済みのPu計1トンがWIPPに出荷済み
- 2025年10月8日: 露国議会下院が、「米国の行動を鑑みて、露国の国家安全保障に対する脅威を防止することを目的」とし、PMDAからの離脱を承認
- 2025年10月27日: プーチン大統領がPMDAからの離脱に係る法案に署名、正式に離脱